令和５年度　＜いじめ対応フロー図＞

本巣松陽高等学校

いじめ（と疑われる）事案の発生　（アンケート調査等を含む）

早期発見　認知

生徒・教師・保護者・地域住民　等

通報　記録開始 5W1H

担任・年次・部活動顧問・教科担任・養護教諭・教育相談コーディネーター　等

全て報告

管理職
校長・教頭

全て報告

いじめ担当者
生徒指導主事
Tel　058-324-1201（58）

事実関係の把握
いじめの有無の判断
対応方針の決定　等

【いじめ防止等対策推進委員会】
（学校いじめ対策組織）［法 22 条］

管理職（校長・教頭）

生徒指導主事・年次主任・教育相談係・人権教育担当

（必要に応じて）
弁護士、臨床心理士、地域住民代表、保護者等代表
（PTA 会長）

全て報告

教育委員会
学校安全課

地域担当
生徒指導主事

支援

連携

【関係機関】
・北方警察署
Tel(058)324-0110
・子ども相談センター
Tel(058)201-2111
・岐阜地方法務局
Tel(058)240-5510
・本巣市役所
Tel(0581)34-2511

組織的対応
情報共有

【（緊急）職員会議】

事案内容を全教職員に報告、周知
指導方針・役割分担等を全教職員で共通理解
いじめ問題克服に向けて全教職員で適切かつ迅速に対処

事案に応じて、校内
メールでの情報共有

継続的な支援及び指導
いじめを受けた生徒又はその保護者等に対する支援
いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者等に対する助言